

社会福祉法人敬生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬生会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の総額)

第2条 役員等に支給する一会計年度における報酬等の総額は、別表1とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（年間240日以上、1日5時間以上勤務することで等法人と常勤役員契約を締結した者）については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤職員等については、業務に応じた報酬を支給することとし退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は、辞任、死亡により退任した者に対するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については給与規則第9条の規定に準ずる額
- (4) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める次期とする。

- (1) 報酬については、当月分を翌月15日に支払う。ただしその日が休日に当たる

ときはその前日に支払う。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、退職した後1箇月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日まで報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(役員等慶弔)

- 第10条 役員等の慶弔についての取り扱いは次による。
1. 役員等が結婚した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・50,000円
 2. 役員等の子が結婚した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・30,000円
 3. 役員等またはその配偶者が出産した場合・・・・・・・・・・30,000円
 4. 役員等の子またはその配偶者が出産した場合・・・・・・・・・・10,000円
 5. 役員等が1週間以上入院した場合・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
 6. 役員等またはその配偶者が死亡した場合・・・・・・・・・・50,000円
 7. 役員等の父母、子が死亡した場合・・・・・・・・・・10,000円
 8. その他記載のない慶弔に関しては前項を基準に理事長が決定する。

(公表)

- 第11条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

- 第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (報酬総額の支給限度額)

役職区分	報酬総額の限度
理事	2000万円
監事	30万円
評議員	50万円

※理事報酬の総額には第6条に規定する職員の職員給与及び法定福利費等を含む(勘定科目人件費)。

※第3条(1)の退職手当及び第10条の慶弔費は含まない。

別表 2 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 80万円
理事	月額 40万円

※勘定科目役員報酬の額とする。

別表 3 (退職手当)

退職時の報酬月額×在任年数×支給乗率

※在任年数は1箇年単位とし、端数は月割りとする。ただし1箇月未満は1箇月に切り上げる

※当法人の職員であった役員が退職後も役員等に就任している場合には、職員であった期間は在任年数から控除する。

※支給係数は独立行政法人福祉医療機構退職共済制度の乗率とする。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務の種類	報酬の額
評議員会への出席	2万円 / 1会議出席
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1万円 / 3時間未満 2万円 / 3時間以上

※会議出席又は出勤のための交通費を含む。

(2) 理事

業務の種類	報酬の額
理事会等会議への出席	2万円 / 1会議出席
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1万円 / 3時間未満 2万円 / 3時間以上

※会議出席又は出勤のための交通費を含む。

(3) 監事

業務の種類	報酬の額
監事監査及び理事会等への出席	2万円／1会議出席
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1万円／3時間未満 2万円／3時間以上

※会議出席又は出勤のための交通費を含む。

敬生会役員構成

評議員	山下允康	留任（元郵便局長）
	井上孝良	留任（元会社役員）
	山川 賢	留任（元会社役員）
	河合 正	留任（市議会議員）
	萩原善彦	留任（郵便局長）
	野阪幸男	退任→新任 吉川信也（他の社会福祉法人の理事長・施設長）
	奥 成聡	退任→新任 南 儀幸（他の社会福祉法人の理事長・施設長）

理事	中野利一	留任（他の社会福祉法人の理事長）
	木下明子	留任（元会社役員）
	西崎俊丈	留任（元税務署長）
	今川敦史	留任（病院長）
	窪田伊久男	留任（敬生会施設長）
	小鍛冶和彦	留任（敬生会職員）

監事	多山 壽	留任（元社会福祉協議会会長）
	門脇由幸	留任（元銀行員）

敬生会評議員選任・解任委員

- 門脇由幸（元銀行員）
- 宮本孝枝（敬生会職員）
- 野崎勝義（自営業）